

仮免許(普通・準中型)の取得年齢、 本免試験受験資格年齢の引き下げ

普通車・準中型車の仮免許取得年齢と本免試験の受験資格の年齢を引き下げる道路交通法の改正

○施行日：令和8年4月1日

○改正内容

- ①普通・準中型仮免許の取得年齢(欠格事由)を17歳6か月に引き下げ
- ②普通・準中型免許の運転免許受験資格を17歳6か月に引き下げ

※ 普通・準中型免許の取得(交付)年齢は引き続き **18歳**のまま

【注 意】

上記②は、普通・準中型免許の**運転免許受験資格**が17歳6か月に引き下げられたもので、運転免許証が交付されるのは18歳に達した日以降となります。

※本免合格後の運転免許証交付手続きについては警察(免許センター)に確認してください。